

太田市寝具丸洗い乾燥事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者、在宅ねたきり高齢者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）を対象に、寝具の丸洗い及び乾燥を実施し、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 寝具の丸洗い及び乾燥を受けることができる者は、寝具乾燥が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等とする。

(実施方法)

第3条 寝具の丸洗い及び乾燥は、適切な事業運営が確保できると認められる業者に委託して実施するものとする。

2 前項の業者（以下「受託者」という。）は、対象家庭まで出向き寝具等を預かり、その日のうちに作業を完了して対象家庭まで届けなければならない。

(利用料)

第4条 寝具の丸洗い及び乾燥に係る利用料は、無料とする。

(実施回数等)

第5条 寝具の丸洗い及び乾燥等の実施回数等は次のとおりとする。

- (1) 乾燥消毒 月1回
- (2) 丸洗い乾燥 年2回

(申請方法)

第6条 寝具の丸洗い及び乾燥を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市在宅高齢者生活支援事業実施要綱（平成17年3月28日太田市制定）第5条に規定する介護保険外給付サービス共通利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、地域包括支援センターを経由して前項の申請をすることができる。

(調査依頼)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその申請に基づき太田市在宅高齢者生活支援事業実施要綱第6条に規定する介護保険外給付サービス共通調査表作成依頼書及び介護保険外給付サービス共通調査表（以下「調査表」という。）により地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）に調査を依頼しなければならない。

(決定)

第8条 市長は、前条の調査表を受理したときは、速やかに審査し、利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、利用の可否について決定したときは、寝具丸洗い乾燥利用決定(却下)通知書(様式第1号)により、利用者に通知するとともに、寝具丸洗い乾燥実施依頼書(様式第2号)により、受託者に通知するものとする。

(利用の廃止)

第9条 市長は、利用者が次の各号に該当するときは、寝具の丸洗い及び乾燥の利用を廃止することができる。

(1) 施設入所、死亡及び転出したとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、寝具の丸洗い及び乾燥の利用を廃止したときは、速やかに申請者及び受託者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市寝具丸洗い乾燥事業実施要綱(平成12年6月1日太田市制定)、尾島町在宅ねたきり老人、ひとり暮らし老人等ふとん丸洗い・乾燥サービス事業実施要綱(平成4年尾島町要綱第4号)、新田町ひとり暮らし老人等布団乾燥サービス事業実施要綱(平成2年12月1日新田町制定)、新田町在宅ねたきり老人等布団丸洗いサービス事業実施要綱(平成2年11月1日新田町制定)又は藪塚本町ひとり暮らし老人等布団乾燥事業実施要綱(平成12年4月1日藪塚本町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

